法第22条第2項に基づく指示に関する処分基準

令和3年12月1日

徳島県知事が自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律(平成13年法律第57号。以下「法」という。)第22条第2項に基づき指示(以下「法の指示」という。)を行う基準は、次のとおりとする。

なお、この基準における用語の意義は、法で使用する用語の例による。

- 1 法第12条の規定に違反する行為(保険契約等締結義務違反)又は道路運送法第4条、第43条第1項若しくは第78条の規定に違反する行為(タクシー類似行為)が行われた場合には、法の指示を行うものとする。
- 2 法第13条第2項の規定に違反する行為が行われた場合(届け出られた約款が法第13条第 2項に掲げる基準に該当しない)には、約款の届出から実施までの間に変更の指導を行い、指 導に従わない場合には、法の指示を行うものとする。
- 3 次の①から⑧に掲げる行為が行われた場合には、(1)から(3)により、指示又は注意を行うものとする。
 - ① 法第11条の規定に違反する行為(料金掲示義務違反)
 - ② 法第13条第1項の規定に違反する行為(約款掲示義務違反)
 - ③ 法第13条第3項の規定に違反する行為(約款届出義務違反)
 - ④ 法第15条の規定に違反する行為(条件説明義務違反)
 - ⑤ 法第17条の規定に違反する行為(随伴用自動車表示義務違反)
 - ⑥ 法第18条の規定に違反する行為(運転代行業務従事者指導義務違反)
 - ⑦ 法第20条第2項の規定に違反する行為(帳簿等備置義務違反)
 - ⑧ 法第21条第2項の規定に違反する行為(報告義務違反、立入検査忌避)
- (1)過去2年以内(自動車運転代行業者が法の指示を受けるに至った違反行為が行われた日から起算して過去2年以内をいう。以下同じ。)に行政処分等(注意*1、指示*1、点数の付与*2又は営業停止命令*3をいう。以下同じ。)を受けていない場合には、注意を行うものとする。
- (2) 過去2年以内に行政処分等を受けている場合には、法の指示を行うものとする。
- (3) 上記(1)及び(2)によらず、違反の態様が悪質であると認められる場合又は違反の結果が重大であると認められる場合には、法の指示を行うものとする。
- ※1 徳島県公安委員会が行ったものを含む。
- ※2 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行令第5条第1項第1号の規定による点数の付与。
- ※3 法第23条第1項又は第25条第2項第2号の規定により営業停止を命ずること。